

○端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を改正する省令 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 責任の分界（第三条）</p> <p>第三章 安全性等（第四条―第九条）</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p>第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）</p> <p>第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）</p> <p>第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十条の九）</p> <p>第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の七）</p> <p>第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の八・第三十四条の九）</p> <p>第八章 特殊な端末設備（第三十五条）</p> <p>第九章 自営電気通信設備（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 責任の分界（第三条）</p> <p>第三章 安全性等（第四条―第九条）</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p>第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）</p> <p>第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）</p> <p>第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の六）</p> <p>第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の七・第三十四条の八）</p> <p>第八章 特殊な端末設備（第三十五条）</p> <p>第九章 自営電気通信設備（第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一条（同上）</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「電話用設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。</p> <p>二 「アナログ電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。</p> <p>三 「アナログ電話端末」とは、端末設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものをいう。</p> <p>四 「移動電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。</p> <p>五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備に接続されるものをいう。</p> <p>六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。</p> <p>七 「インターネットプロトコル電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。</p> <p>八(二十三) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>【新設】</p> <p>六(二十一) (同上)</p>
---	---

第二章・第三章 (略)

第四章 電話用設備に接続される端末設備

第一節 アナログ電話端末

第十条～第十二条 (略)

(緊急通報機能)

第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報(以下「緊急通報」という。)を発信する機能を備えなければならない。

第十三条～第十六条 (略)

第二節 移動電話端末

第十七条～第二十八条 (略)

(緊急通報機能)

第二十八条の二 移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第二十九条～第三十二条 (略)

第二章・第三章 (同上)

第四章 (同上)

第一節 (同上)

第十条～第十二条 (同上)

【新設】

第十三条～第十六条 (同上)

第二節 (同上)

第十七条～第二十八条 (同上)

【新設】

第二十九条～第三十二条 (同上)

第三節 インターネットプロトコル電話端末

(基本的機能)

第三十二条の二 インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。

- 一 発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出すること。
- 二 通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(次条において「通信終了メッセージ」という。)を送出すること。

(発信の機能)

第三十二条の三 インターネットプロトコル電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

- 一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送終了後二分以内に通信終了メッセージを送出すること。
- 二 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が一五回以内の場合を除く。)にあつては、その回数は最初の発信から三分間に二回以内であること。この場合において、最初の発信から三分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。

【新設】

三 前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(識別情報登録)

第三十二条の四 インターネットプロトコル電話端末のうち、識別情報(インターネットプロトコル電話端末を識別するための情報をいう。以下同じ。)の登録要求(インターネットプロトコル電話端末が、インターネットプロトコル電話用設備に識別情報の登録を行うための要求をいう。以下同じ。)を行うものは、識別情報の登録がなされない場合であつて、再び登録要求を行おうとするときは、次の機能を備えなければならない。

一 インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信する場合にあつては、当該待機時間に従い登録要求を行うための信号を送信すること。

二 インターネットプロトコル電話用設備からの待機時間を指示する信号を受信しない場合にあつては、端末設備ごとに適切に設定された待機時間の後に登録要求を行うための信号を送信するものであること。

2| 前項の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(ふくそう通知機能)

第三十二条の五 インターネットプロトコル電話端末は、インターネットプロトコル電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない

い。

(緊急通報機能)

第三十二条の六 インターネットプロトコル電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

(電氣的条件等)

第三十二条の七 インターネットプロトコル電話端末は、総務大臣が別に告示する電氣的条件及び光學的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならぬ。

2| インターネットプロトコル電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

(アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力)

第三十二条の八 インターネットプロトコル電話端末がアナログ電話端末等と通信する場合にあつては、通話の用に供する場合を除き、インターネットプロトコル電話用設備とアナログ電話用設備との接続点においてデジタル信号をアナログ信号に変換した送出電力は、別表第五号のとおりとする。

(特殊なインターネットプロトコル電話端末)

第三十二条の九 インターネットプロトコル電話端末のうち、第三十二条の二から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総

務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬ。

第五章 (略)

第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備

第三十四条の二・第三十四条の三 (略)

(緊急通報機能)

第三十四条の四 総合デジタル通信端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

第三十四条の五～第三十四条の七 (略)

第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備

(電氣的条件等)

第三十四条の八 (略)

2 専用通信回線設備等端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

第五章 (同上)

第六章 (同上)

第三十四条の二・第三十四条の三 (略)

【新設】

第三十四条の四～第三十四条の六 (同上)

第七章 (同上)

(電氣的条件等)

第三十四条の七 (同上)

2 専用通信回線設備等端末(光伝送路インタフェースのデジタル端末を除く)は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであつてはならない。ただし、前項に規定する総務大臣が別に告示する条件において直流重畳が認められる場合にあつては、この限りでない。

第三十四条の九 (略)

第八章 (略)

第九章 自営電気通信設備

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十一条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十四条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であ

第三十四条の八 (同上)

第八章 (同上)

第九章 (同上)

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十四条の六までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、第三十四条の七及び第三十四条の八の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

して、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

別表第一号～別表第四号 (略)

別表第一号～別表第四号 (同上)

別表第五号 インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 (第32条の8、第34条の6 関係)

別表第五号 総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力 (第34条の5 関係)

項 目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	-3dBm (平均レベル) 以下

項 目	総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	-3dBm (平均レベル) 以下

注 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル (実効値) とする。

注 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル (実効値) とする。

2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接続点において、アナログ信号を出入力とする二線式接続に変換し、平衡600オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。

3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

様 式

(施行期日)

- 1 この省令が平成二十三年四月一日から施行する。
(逕行経過)

- 2| この省令による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この省令の施行の日前に電気通信事業法（以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（以下「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出（以下「技術基準適合自己確認の届出」という。）を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。
- 3| この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備の技術基準については、この省令による改正後の端末設備等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4| この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備の技術基準については、新規則第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しないことができる。
（事業用電気通信設備規則の一部改正）
- 5| 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の四中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十一号」に改める。